

ヒグマ捕獲のあり方検討について

令和4年8月1日

北海道環境生活部自然環境局
野生動物対策課ヒグマ対策室

北海道のヒグマ対策

- 開拓時代～ 人、家畜、農作物への被害・潜在的な恐怖
- 昭和38年 「ヒグマ捕獲奨励事業」開始
※ 前年に人身、家畜、農作物に大きな被害)
- 昭和41年 「春グマ駆除」開始
- 平成元年度限り 春グマ駆除廃止
- 平成12年 「渡島半島地域ヒグマ保護管理計画」策定
- 平成14年 「ヒグマ注意特別月間（期間）」開始
- 平成25年 「北海道ヒグマ保護管理計画」策定

科学的データ蓄積・生息数把握

- 平成29年 「北海道ヒグマ管理計画(H29-R3年度)」策定
- 令和 4年 「北海道ヒグマ管理計画（第2期）(R4-R8年度)」策定

害 獣
積極的捕獲

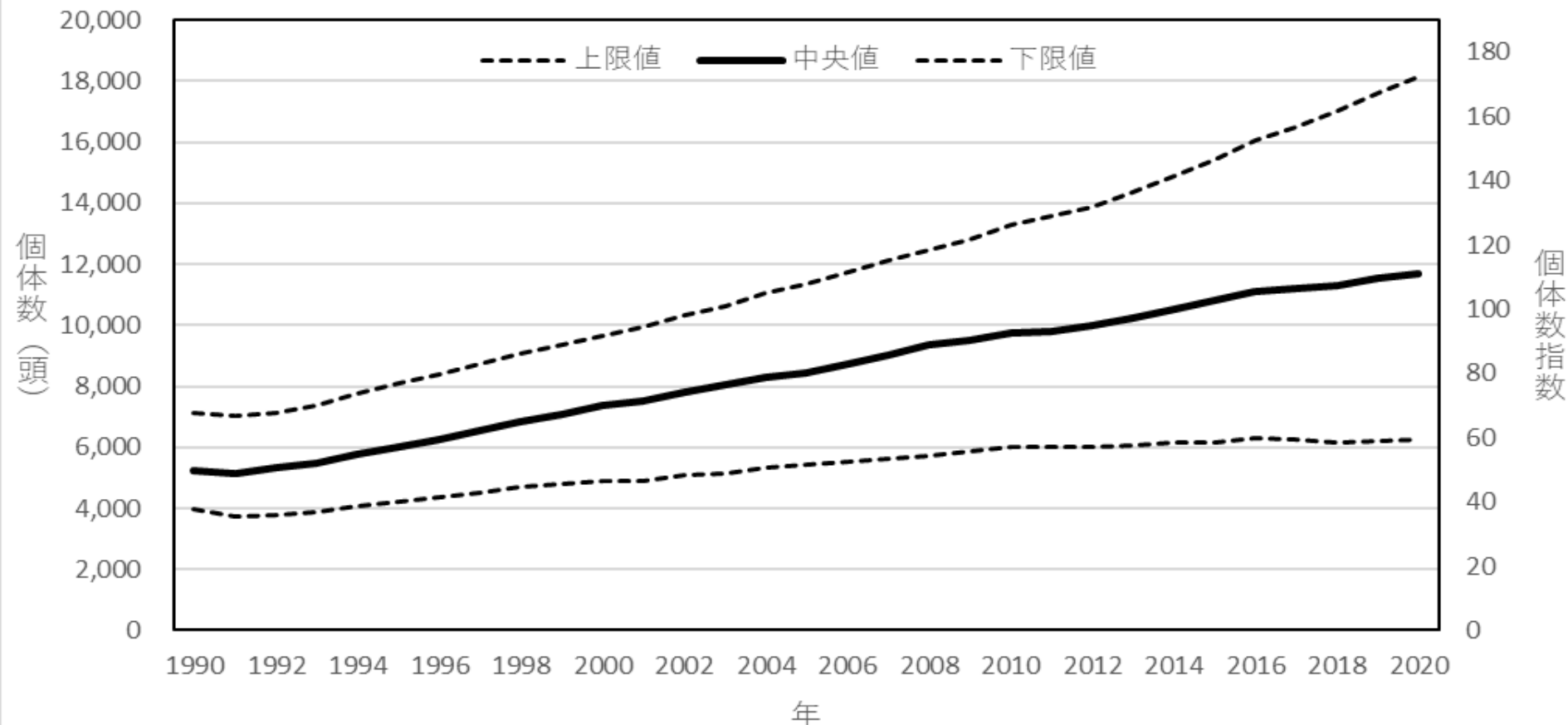
保護重視

軋轢回避
保護管理

全道 個体数 推定

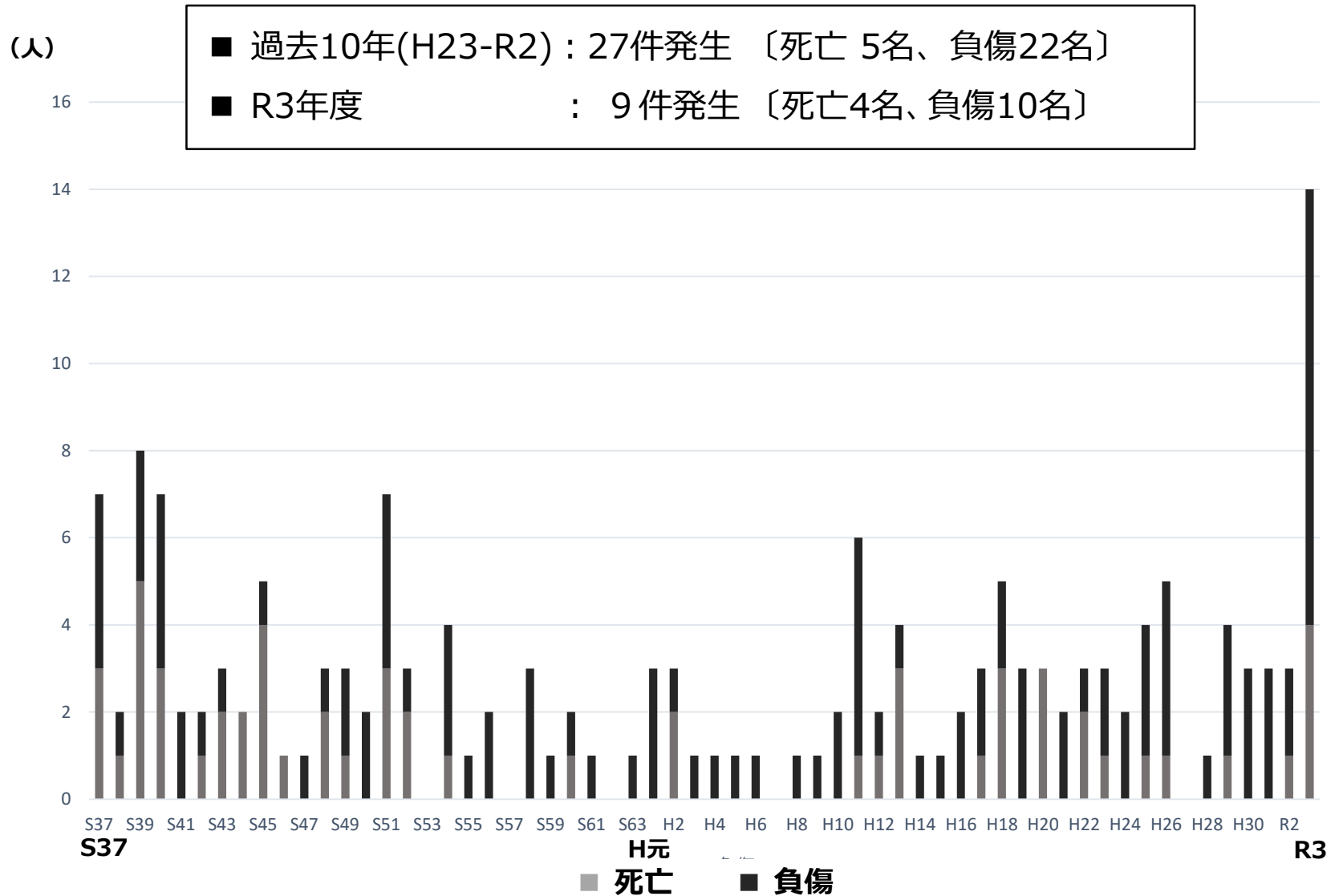
- 蓄積された科学的データや生息密度調査等に基づくコンピュータシミュレーションにより、全道のヒグマ個体数指数を推定。
- 平成26年度（2014年度）現在の全道個体数指数水準を100としたときに、令和2年度（2020年度）の個体数指数は111となり、概ね継続して増加傾向にあった可能性が高く、この6年間に中央値で10%程度増加したものと考えられる。

全北海道



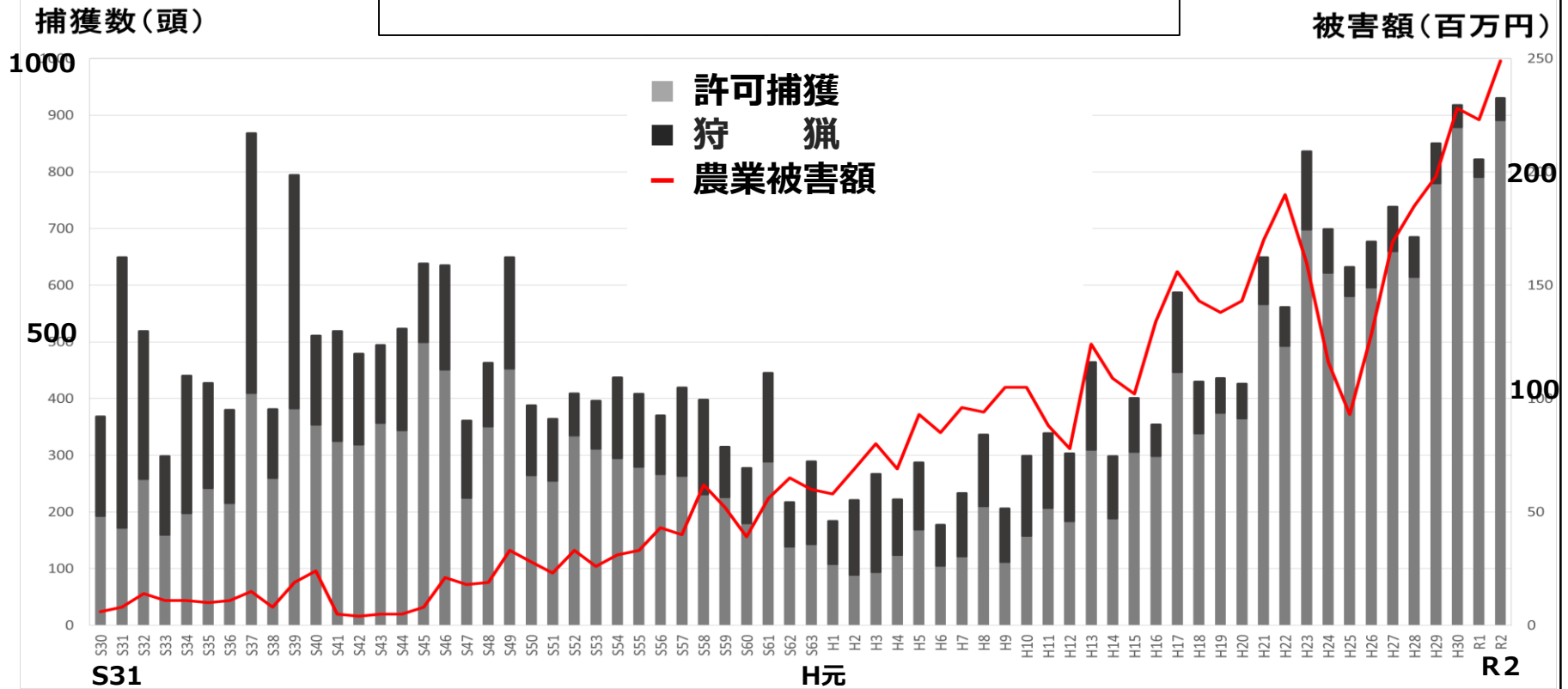
| | 平成 2 年度(1990年度) | 平成 26 年度(2014年度) | 令和 2 年度(2020年度) |
|---------|-----------------|------------------|-----------------|
| 中央値 | 5,200 頭 | 10,500 頭 | 11,700 頭 |
| 95%信用区間 | 3,800~7,000 頭 | 6,700~15,900 頭 | 6,600~19,300 頭 |

人身事故人数



捕獲数と農業被害

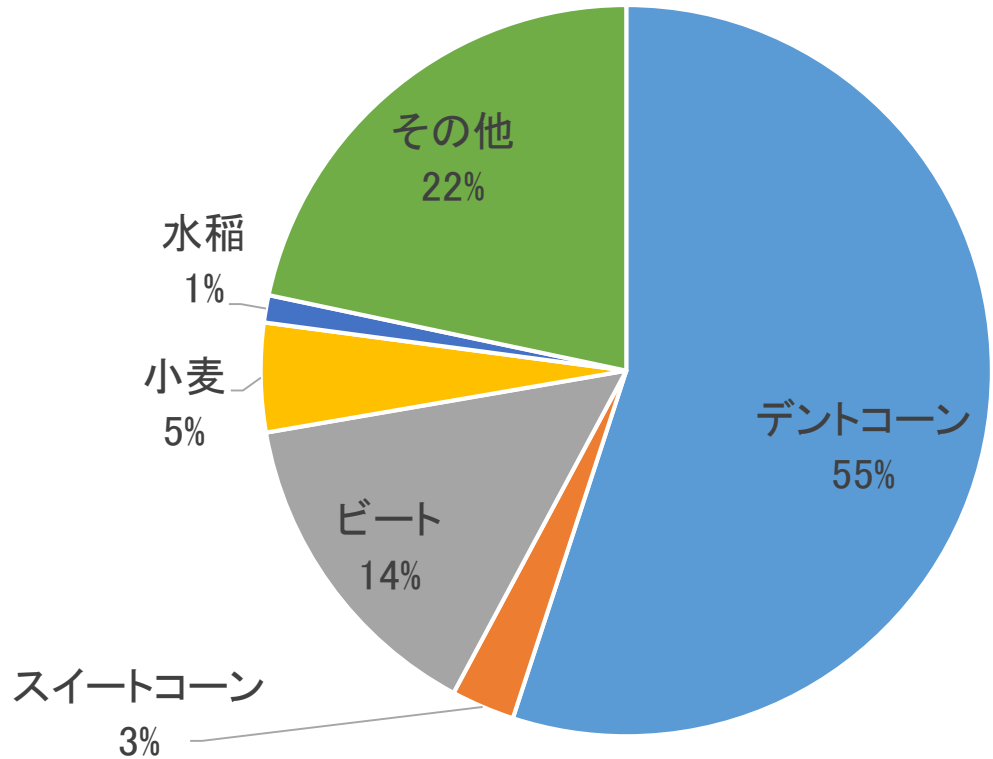
R2 捕獲数 : 930頭
R2 農業被害額 : 約249百万円



農業被害内訳

作物別被害額割合(令和2年度)

| 作物 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| デントコーン | 106 | 130 | 139 | 124 | 137 |
| スイートコーン | 12 | 8 | 16 | 11 | 7 |
| ビート | 31 | 26 | 30 | 32 | 36 |
| 小麦 | 10 | 7 | 10 | 12 | 12 |
| 水稲 | 2 | 4 | 4 | 4 | 3 |
| その他 | 24 | 23 | 29 | 40 | 54 |
| 合計 | 185 | 198 | 228 | 223 | 249 |



北海道ヒグマ管理計画（狩猟期間等の見直し）について

■ 第1期 北海道ヒグマ管理計画（平成29年4月1日～平成34年3月31日）

第2章 3（1）①問題個体を発生させないための取組（防除対策の推進） ※p10

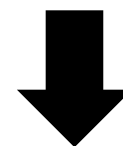
ウ 狩猟期間等の見直し

春グマ駆除中止以降、北海道では保護に重心を置いた施策を実施してきたことにより、人を恐れないヒグマ（段階1）や、昼夜を問わずデントコーン畑に居着いて離れず、全く警戒心が見られないヒグマ（段階1、2）が出現してきている。

これらのヒグマは、何世代にもわたって捕獲圧を緩めたことにより、人を警戒する学習がされてこなかったことが影響していると考えられる。

そのため、地域個体群の捕獲上限数に余裕のある地域において、比較的安全に捕獲圧をかけることができる残雪期に狩猟期間を設定するなど、問題個体の発生を抑制するための方策の検討を行い、導入を目指す。

これまで「北海道ヒグマ保護管理検討会」にて検討してきた



■ 第2期 北海道ヒグマ管理計画（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

第2章 3（1）①問題個体を発生させないための取組（防除対策の推進） ※p13

ウ 狩猟期間等の見直し

春グマ駆除中止以降、北海道では保護に重心を置いた施策を実施してきたことなどもあり、人を恐れないヒグマ（段階1）や、昼夜を問わずデントコーン畑に居着いて離れず、全く警戒心が見られないヒグマ（段階1、2）（問題個体）が出現してきている。

これらのヒグマは、何世代にもわたって捕獲圧を緩めたことにより、人を警戒する学習がされてこなかったことが影響していると考えられる。

そのため、地域個体群の捕獲上限数に余裕のある地域などにおいて、比較的安全に捕獲圧をかけることができる残雪期に狩猟期間を設定するなど、問題個体の発生を抑制するための方策や、導入に向けたより具体的な検討を行う。

「ヒグマ捕獲のあり方検討部会」にて、具体的な検討を行う。

「狩猟期間等の見直し」に関するおさらい

■ 北海道ヒグマ保護管理検討会の議論

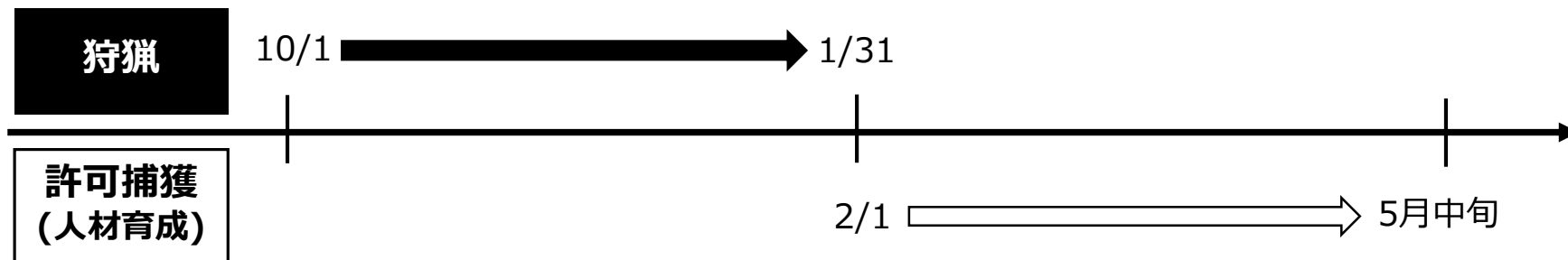
- ・ 総論としては早期に導入すべしとの意見
- ・ 一方、各論において意見あり

■ 関係各所からの要望等

- ・ 市町村など各方面から、早期対応を望む声あり
- ・ 一方、保護団体や個人からは、反対意見も寄せられている

「狩猟捕獲」と「許可捕獲（ヒグマ対策技術者育成のための捕獲）」

- ヒグマの狩猟期は、10/1から翌年1/31まで。
- 2/1から5月中旬までは、道が枠組みを提供し、市町村が実施主体となって、人材育成を目的に「ヒグマ対策技術者育成のための捕獲」を実施。



| | 狩猟捕獲 | 許可捕獲 (ヒグマ対策技術者育成のための捕獲) |
|------|---|--|
| 目的 | 狩猟（趣味等） | 人材育成（技術伝承） |
| 実施主体 | 個人（狩猟者登録） | 市町村（個人は従事者として参加） |
| 内容 | 法規制のみ ・ 狩猟期間 10/1～翌年1/31 ・ 管理計画の目標達成のためには4/15 まで延長可能 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 期間を設定 2/1～5月中旬 ・ 捕獲上限頭数を設定 ・ 穴狩りを禁止 ・ 親子連れ捕獲を禁止（R3一部解除） |
| 特徴 | 自由度が高い | 一定の管理下での実施が可能 |
| 効果 | | |

許可捕獲（ヒグマ対策技術者育成のための捕獲）について

■ 平成14年度（2002年度）

ヒグマによる人身事故や農作物等被害を未然に防止し、地域個体群を適切に管理するため、渡島半島地域ヒグマ保護管理計画に基づき、渡島半島地域で「春期の管理捕獲」を実施

■ 平成17年度（2005年度）

ヒグマ対策に必要な人材を育成し、地域の危機管理体制の充実を図ることを目的に、渡島半島地域ヒグマ保護管理計画に基づき、渡島半島地域で「人材育成のための捕獲」を実施

■ 平成27年度（2015年度）

北海道ヒグマ保護管理計画に基づく「**ヒグマ対策技術者育成のための捕獲**」として全道で実施

実施実績

| 年度 | 実施市町村数 | 参加者数 (延べ人数) | 捕獲頭数 | 1市町村当たりの実施日数 |
|-----|--------|----------------|------|--------------|
| H30 | 26 | 287 (994) | 8 | 5.7 |
| R元 | 23 | 202 (568) | 7 | 4.0 |
| R2 | 20 | 209 (698) | 8 | 5.1 |
| R3 | 21 | 222 (596) | 10 | 5.2 |

| 対象地域 | | 北海道ヒグマ管理計画の対象地域 | |
|-------------------|-------|--|--|
| 実施方針の策定 | | 管理計画の地域区分及び（総合）振興局の管轄等を基に実施の実施地域単位を定め、個別に実施期間、実施区域、捕獲上限頭数、安全の確保等を定める実施方針を毎年策定 | |
| 許可基準 | 市町村申請 | 申請者 | 地域単位内かつ実施方針に定める実施区域を含む市町村 |
| | | 従事者 | 1件につき2名以上 第一種銃猟免許所持者（原則第一種銃猟狩猟者登録を受けた者） |
| | | 捕獲区域 | 申請市町村の区域内 特に必要がある場合、隣接する市町村の区域を含む |
| 個人申請 | 条件 | 原則本事業の対象とはしない 実施区域内の関係機関合意が得られている場合に限り対象 | |
| | 申請者 | 地域単位内に居住する第一種銃猟免許所持者（狩猟者登録を受けた者） 所属する猟友会支部長の推薦を受けた者 | |
| | 捕獲区域 | 申請者が居住する市町村を含む実施方針を定めた地域単位の実施区域内 | |
| 猟具 | | 銃器に限る | |
| 許可条件 (法第9条第5項) | | 穴狩りは行わないこと 捕獲数が上限に達し、捕獲中止勧告を受けた場合は捕獲を中止すること | |
| 指導事項 | | 親子連れの捕獲は行わないように努めること 複数で出勤し熟練者と経験の浅い者が含まれるよう努めること 事前に入林承認等の手続等を行うこと 事故の防止に万全を期すこと | |
| 出勤日報 | | 出勤日ごとの状況を出勤日報に記録し、捕獲期間終了後、速やかに提出 | |
| 捕獲速報 | | 捕獲者は、ヒグマ捕獲票により直ちに振興局に報告 | |
| 検体の提出 | | 捕獲者は、試料の提出に協力 | |
| 捕獲中止勧告 | | 捕獲数が上限に達した場合は、道は捕獲の中止を速やかに勧告 | |

スケジュールについて

1回目 令和4年8月1日

2回目 令和4年10月

3回目 令和4年12月

意見を取りまとめ、北海道ヒグマ保護管理検討会に報告